

## 令和7年 第8回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和7年7月10日（木） 午前9時40分～		
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第3会議室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（8名）	1番 佐藤久美子 3番 加藤朋光 4番 佐々木純子 6番 斎藤一成 7番 森 孝良 8番 須藤孝子 9番 須田 久 12番 遠藤 豊 (傍聴人 推進委員 佐藤公、佐藤敏彦、須藤正喜、 株式会社権右衛門 研修生 只石レイナ)		
5. 欠席した委員（4名）	2番 佐々木鋼記 5番 佐々木唯翔 10番 石井智代 11番 巴 朋之		
6. 総会議長	会長 遠藤 豊		
7. 議事録署名委員	7番 森 孝良 8番 須藤孝子		
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐藤孝司 副主幹班長 村上裕子 副主幹 斎藤雄介		
9. 議事日程	第1 議事録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議		
報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【7件】		
報告第11号	農地の転用事実に関する照会について ・・・【1件】		
議案第24号	農地法第3条の規定による権利設定の件について ・・・【10件】		

◆事務局長

ただ今より、令和7年第8回にかほ市農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(開会 午前9時40分)

◇会長

皆さん、おはようございます。来る7月20日は、参議院議員選挙の投開票日です。農業分野では令和の米騒動ということで、与野党で米政策を出しており、大変興味深く思っているところです。本日は、総会終了後に農政部会を予定しており、速やかに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

◆事務局長

ありがとうございました。

議事に移る前に、6月総会の「議案第22号 農地法第5条による権利設定の件について」へのご質問について、改めてご説明いたします。3番加藤委員より5条申請について、「永年転用であるにも関わらず、申請地を分筆しないで許可を受けようとしている」とについてご質問がありました。この申請は所有権移転を目的とするものではなく、あくまでも借受人が賃借している農地の一部を農業用施設として利用するため、農業振興地域内の「農地」を用途変更して「農業用施設用地」とし、建物を建設するものです。借受人は申請地である寺田字宇津野35番1の2、239m<sup>2</sup>全てを賃貸借しており、そのうち49.68m<sup>2</sup>について永年転用するものです。現在の賃貸借契約は10年間となっており、施設利用を含め、全ての農地を引き続き賃貸借契約し、利用する計画と聞いております。全体の契約が賃貸借であるため、分筆する必要はないということでご理解ください。

◆事務局長

それでは、これより議事に移ります。議事の進行は、にかほ市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、会長が議長になりまして進めさせていただきます。会長、よろしくお願ひします。

◇議長

それでは、審議に入る前に欠席者を報告します。2番 佐々木鋼記委員、5番 佐々木唯翔委員、10番 石井智代委員、11番 巴朋之委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数12名中、8名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたします。

◇議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

7番 森孝良委員、8番 須藤孝子委員の両名にお願いいたします。

- ◇議長　　日程第2　会議書記を指名いたします。  
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。
- ◇議長　　日程第3　会期の決定の件を議題といたします。  
会議の会期は、本日1日限りと決定することにご異議ございませんか。
- ・・・〈異議なしの声あり〉・・・
- ◇議長　　ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。
- ◇議長　　日程第4　諸般の報告  
6月25日に秋田市で、市町村農業委員会会長会議、秋田県農業会議農政推進連盟第25回通常総会に出席しております。
- ◇議長　　日程第5　議案審議に入ります。  
報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について を上程します。事務局の説明を求めます。
- ◆事務局長　　報告第10号を説明いたします。議案書は3ページからです。  
報告第10号-1から3は、耕作不便のため解約するものです。  
報告第10号-4は、受人の規模縮小のため解約するものです。  
報告第10号-5は、親子間の使用貸借で、新たに使用貸借権を設定するため解約するものです。なお、新たな使用貸借権の設定として、議案第24号-9へ上程されています。  
報告第10号-6と7は、3月の総会に上程し、許可された横岡地区の農地で、当初、受人である [REDACTED] は、今年度からの就農に向けた賃貸借契約を結びましたが、来年から他の農地と合わせて改めて選定することとなったことから一旦解約するものです。今後、来年度に向けて改めて権利設定する予定としております。
- ◇議長　　報告第10号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。
- ・・・〈なしの声あり〉・・・
- ◇議長　　ご質問、ご意見等ないようですので、報告第10号については、同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に報告第11号 農地の転用事実に関する照会について を上程します。事務局の説明を求めます。

報告第11号を説明いたします。議案書は5ページからです。

◆事務局長

農地の転用事実に関する照会が、秋田地方法務局本荘支局よりありました。公図、位置図、現況写真を6ページから8ページに掲載しております。8ページの農業振興地域計画図をご覧ください。申請地は赤い矢印で指した3か所で、農業振興地域外の農地になります。仁賀保のマックスバリュ近くの三共建設株式会社の社屋と墓地公園の間の農地を上がって行った山林に囲まれた地目が「田」の農地となっています。申請地手前の青い矢印で示したところで土砂崩れが起きており、車では現場にたどり着けない状態です。道路の状況は7ページ目の現況写真でご確認いただきたいと思います。地目が「田」ということで、農林水産課で毎年「転作確認」の対象地として調査しておりますが、少なくとも過去3年は道路通行不可のため現地に到達できず、状況の確認が出来ておりませんでした。また、室沢の農事組合に確認したところ、山林の管理があるため、徒歩で道路の草刈りは行っているものの、農作業用機械の搬入は不可能で、農地管理は出来ないということでした。写真の場所にたどり着くにも小型の軽トラックの通行が精いっぱいの道幅でUターンも出来ない事から、危険と判断し、事務局職員と農林水産課の職員が現地の確認をしております。航空写真等で確認したところ、申請地は一体が森林化しており、道路・水路の状態からも今後、「田」として農地利用することは困難と判断し、法務局へは「非農地」として回答しております。なお、今後、農地パトロールなどでこのような農地を「非農地」とすることについて検討して行きたいと考えております。

報告第11号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長

案件の農地周辺に多数の農地があるようですが、適切に管理されているのでしょうか。参考までに教えてください。

◇9番

須田委員

この辺の農地については、合併前から農地パトロールで回っていますが、耕作している人は皆無です。

◇議長

◇9番  
須田委員

今後、この辺の農地については非農地申請が出てくるという解釈でよろしいですか。

◆事務局班長

今回は、所有者からの申請がありましたので、非農地とする回答をしておりますが、非農地については、同一条件のものを同じタイミングで指定していく必要があると思いますので、今後、どのように非農地化していくのかを委員の皆さんと相談しながら進めていきたいと思います。

◇議長

他にご質問、ご意見等ありませんか。

◇3番  
加藤委員

地目は所有者の権利だと思いますが、水田台帳でも田になっているのでしょうか。

◆事務局班長

登記地目が田で、農地台帳にも田で登載されています。

◇議長

他にご質問、ご意見等ありませんか。

◇9番  
須田委員

これは意見ですが、非農地申請の手続き等、わからない農家も多いと思いますので、周知についても必要なのかと思います。

◇議長

他にご質問、ご意見等ありませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、報告第11号については、同意することに決定してご異議ございませんか。

◇議長

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

次に、議案第24号 農地法第3条の規定による権利設定の件について を上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第24号を説明いたします。議案書は9ページからです。議案第24号-1は賃借権の新設で、受人が上小国地区で近接する農地と併せて耕作するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第24号－2は賃借権の新設で、受人が前川地区で近接する農地と併せて耕作するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第24号－3は賃借権の新設で、米での清算とするものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第24号－4から7は受人が同一です。大竹地区での規模拡大による賃借権の新設で、すべて米での清算とするものです。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりです。

議案第24号－8は賃借権の新設で、受人が舟岡地区で近接する農地と併せて耕作するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第24号－9は使用貸借権の新設です。報告第10号－5に係る農地で、受人が横岡地区で近接する農地と併せて耕作するものです。契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載のとおりです。

議案第24号－10は使用貸借権の新設です。受人は移住者で申請地に隣接する住宅を取得しました。隣接する農地を家庭菜園として利用するため、使用貸借権を設定するものです。なお、貸人は市外に住む子ども世帯と同居するために住宅を譲り渡したもので、自身で農地管理することができないことから、今回の使用貸借に至ったものです

議案第24号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇議長

24号－10ですが、現在、大門先にお住いのようですが自宅がありながら目貫谷地の住宅を取得するということでしょうか。以前から農業に興味があり、農地を探していたのか、それとも、農業をやりたくてにかほ市に移住してきた方なのかなど、わかる範囲でお話ください。

◇7番  
森委員

◆事務局班長

この方は農業をやりたくて移住してきたわけではありませんが、にかほ市が気に入って移住してきた方です。現在のお住まいは大門先のアパートで、住宅を探していたところ、移住リエゾンの計らいもあり、今回の住宅を求められたとのことです。また、隣接する農地も一緒に取得してもらいたいとのことでしたが、農業者ではない方が農地を取得する際には、農地の使用状況を確認してから所有権移転に進むのが望ましいことから、農地については使用貸借で家庭菜園として使用することとなったものです。

他にご質問、ご意見等ありませんか。

◇議長

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第24号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

◇議長

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全て終了しました。  
これをもちまして、総会を閉会いたします。皆さん大変ご苦労様でした。

(閉会 午前10時15分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを  
作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和7年7月10日

議事録署名委員

総会議長 会長 印

委 員 7番 印

委 員 8番 印